

支部ニュース

2014 年 9 月 No. 490

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口 1-8-6-202
Tel03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 2014 サマーセミナーの記録
- 新外交イニシアティブ（ND）で「虚像の抑止力」を出版・・・・・・・・・・田場暁生
- 「10.12 横田基地もいらない！市民交流集会」に参加しましょう・・・・・・・・盛岡暉道
- 若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・吾妻真典
- 新人紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小野山静
- 第26回東京支部ソフトボール大会 10月28日（火）開催！



2014サマーセミナーの記録

1 日目の記録

1 開会挨拶 宮川泰彦 支部長

憲法問題について、この1年間で、急速に動いている。

集団的自衛権について、歴代の政権がどのように説明してきたかをきちんとおさえておく必要がある。

安倍政権がどこに向かっているのかは明らか。集団的自衛権は、限定的であっても9条に違反する。このことを国民にどのように分かりやすく、広く伝えていくか。一言ですばっと分かるような説明が求められている。

多くの国民が関心を持っているなかで、私たち弁護士に何が出来るのか、考えていきたい。

2 講演「9条のリアル」 伊勢崎 賢治氏 (講演要旨)

◇国際的に見ると自衛隊は軍隊ではない。警察の一種である。

国際情勢は変化している。この点だけは、安倍さんの言っていることは当たっている。

◇集団的自衛権は「悪」か。実務家から見ると必ずしもそうではない。

国連憲章51条に固有の権利として定められている。

集団的自衛権と集団安全保障は何が違うのか。権利と措置。集団安全保障は国連措置と言ったほうがいい。

◇最大の集団的自衛戦＝アフガニスタン戦 非対称戦（国対国ではない。）

アメリカ建国史上最長の戦争。

NATOとアメリカ軍は2014年に戦争終結すると言っている。理由は、アメリカが負けたから。

しかし、敗北と見せないように終わらせようとしている。出口作戦。

1979年、ロシアは「集団的自衛権の行使」としてアフガンに攻め込んだ。

「集団的自衛権の行使」としてよくあるシナリオとしては、まず、小国で内戦が起こる。そこに大国が「集団的自衛権の行使」として入ってくる。

1989年ソ連敗退。その後、アフガン国内は内戦が再び始まる。

タリバンの出現。急速に民衆の支持を得て、政権樹立。西洋的なものを全て腐敗の象徴として排除。純粋なイスラム教徒のみの国家を目指す。

90年代後半に入り、公開処刑を行うなど過激になっていき、国際社会から孤立。

9.11の発生。

アメリカ政府はタリバン政権に報復を行う。個別的自衛権の行使として。しかし、9.11はタリバンが行ったものではない。

「敵」は何なのか？テロリストとの戦い。テロリストとは現象である。1つの概念として考えたほうがよい。概念と戦争を始めてしまった。アメリカと一緒に、アフガン国内の軍閥も戦った。

国連決議と NATO による集団的自衛権の行使。

OEF（不朽の自由作戦）：NATO 条約第 5 条（集団的自衛権）が根拠

ISAF（国際治安支援部隊）：国連憲章第 7 章（国連的措置）が根拠

OEF-MIO（海上阻止作戦）←日本は給油活動として参加←これは集団的自衛権の行使に他ならない。既に日本は集団的自衛権を行使している。

タリバン政権崩壊。

カルザイ暫定政権発足。（他方で、軍閥同士の内戦が起こっていた。）

銃による支配から法の支配へ。国軍と警察が存在し、その双方が 1 つの権力によって支配されて初めて秩序が保たれる、という考え方を取る。

国軍の創設をアメリカ、警察の創設をドイツ、武装解除を日本が担うことに。

アフガニスタンにおける全ての武装組織を解体し、新政権下に建設される単一の新国軍に再編成する。

その後、普通選挙を行う。

日本が行った武装解除の成功は、武力行使なしの軍事的貢献。ただし、解除させたのは重火器だけ。銃などは使うことが出来る。アフガニスタンは全く安全になっていない。現在は人類史上最大の麻薬国家。

しかし、国軍と警察に力がなく、タリバン・アルカイダ勢力は拡大。法の支配のバランスが崩壊。アメリカの大統領選挙の時期に合わせるために、国軍と警察が整う前に武装解除させてしまったため、タリバン・アルカイダ勢力の介入を許してしまった。

◇オバマ戦略

アフガン戦争をやめるために、いい結果を作らなければならない。そのために、米軍増派。しかし、2009 年 8 月のアフガン大統領選は投票率低迷、失敗。

2 度目の増派。同時に撤退開始時期の表明。これも失敗。オバマ氏は軍事的な敗退を認め、代わりに政治的な勝利を言い出す。

◇ゲリラは民衆の海を泳ぐ魚。

対テロ戦は、「人心掌握」戦である。カウンターインテリゲンシー。

安全保障のパラドックス。武力を使えば使うほど平和でなくなる。

インド・中国・パキスタンの領土問題。三国とも核保有国。

◇近未来の集団的自衛権行使の必要要件

- ・ 共通の脅威の認識
- ・ その対処の方策の一致
- ・ 行使主体間の関係は「補完的」

◇日本の活路

- ・ 自衛の「お仲間」を作らない国はない。
- ・ 集団的自衛（対テロ世界戦）を「闘う」。テロを作らない国を作るために「闘う」。構造的な暴力を作らない。これこそ積極的平和主義。安倍さんの言っている「積極的平和主義」は違う。「火力」は足りている。日本が更に「火力」を提供する必要はない。米ができない COIN（カウンターインテリゲンシー）を行う。
- ・ 「火力」に頼らず日米関係深化

- ・日本の国防 「補完」・・・米と同じ火力を持つ必要はない。
- ・沖縄への負担 地位協定を神格化せず、ハードルを上げる。例えば、フィリピンと米の協定では、フィリピン国内の米軍が訓練を行う場合には全て事前にフィリピン政府の承諾が必要とされている。少なくともこれぐらいは日本も出来るはず。

3 質疑

Q1：NATION として統合していくにはどうしたらよいか。

A（伊勢崎氏）：排外主義から始まってそれが支持されてしまうことから対立が始まる。

NATION という言葉を使うこと自体が反感を買う。強権支配になってしまう。最近では NATION という言葉を使わなくなっている。

Q2：個人として何故武装解除ができるのか。

A：個人としてではなく、公的な地位をもらっている。国連を代表して交渉する。日本政府特別代表として。アフガン、イラン等で、日本の印象はとても良い。経済大国は必ず戦争するが、日本はしない。例外的に安全な国。9 条は知られていないが、戦争していない国として知られている。

Q3：安倍首相の言う積極的平和主義の影響は。

A：外交的には損失の方が大きいと思う。テロの標的になるのが心配。原発が一番狙われる。

Q4：右翼的な潮流のなかで「血を流せ」というスローガンが聞かれるが、これについてどう思うか。

A：軍隊では、いかに血を流さないようにするか作戦を考えるもの。「血を流せ」などというのは不謹慎。政治家が言っても大変な輿論を買う。

伊勢崎さんからの問題提起：自衛隊に軍事力を持たせるのであれば、軍事法廷が必ず必要。日本の法制化で出来るか？

A：憲法は特別裁判所を禁止。軍法も 9 条の元では出来ない。今の憲法下では無理でしょう。

★★伊勢崎講演の講演録（録音テープ）が団支部に保存されています。必要な方はお申し出下さい★★

4 秋の闘いに向けて～情勢と闘いの方向

A：集団的自衛権について、20 代、30 代の層で反対が広がっている。この点はこれまでと異なった状況。また、アベノミクスの効果について、最近では、疑問を持つ声が広がってきており、安倍政権を支えてきた柱が根底から崩れ始めていると言える。株価と安倍政権の支持率が以前ほど連動しなくなっている。これらの状況から、この秋から冬にかけて安倍内閣が危機に陥ってくるのではないかと考えている。我々が転機を掴む可能性が出てきている。

B：江戸川区で秘密保護法廃止を求める会の代表をしている。メンバーから、今はもう学習をしている時期ではない、行動のときだ、と言われた。学習だけでなく、行動ということを考えていかなければなら

らない。

C：新宿区議会への陳情書を出そうと考えている。

D：7月1日の閣議決定について、限定が設けられたことについての楽観論が広がりつつある。これに対抗するために、閣議決定の内容をきちんと学習し、把握していく必要がある。

E：学習会を行う際、敵の出方よりも、憲法の本来の魅力、いかに素晴らしいものかということをもまずはしっかり語ったうえで、そこからいかに外れていこうとしているのか、ということをお話している。

F：学習会の依頼はかなり来ている。学習と共に行動をしていく必要があると感じている。

G：街頭で集団的自衛権反対の署名を求めているら、中学3年生の学生が「自分たちの問題ですから。」と言って署名してくれた。若い世代が関心を持ち始めている。この点に確信をもって活動していきたい。

H：10月に、全ての9条の会が参加する集会を開催しよう、と計画している。

I：第一次世界大戦にもっと注目したほうがよい。集団的自衛権という言葉にまさにハマる事例。ご都合主義的な限定。安倍政権が本気で本格的な戦争をやろうと思ったらまだまだ大きな障害がある。

2日目の記録

○あすわかでの学習会の経験～早田（旬報）

護憲運動に参加したことのない人に如何に関心を持ってもらえるかを課題。

なので、詳細なレジュメではない。基本的なことを。

どう考えますかという問題提起をしている。なるべくフラットに話そうとしている。

興味のない人は学習会をしても普通来ない。結論が決まっている学習会の集会に行くのはこわい。フラットに話そうとはするが、自然と危機意識を持たせようとしているし、持ってもらえている。

今年の5月憲法記念日前後に、憲法カフェをマスコミに取り上げられた。カフェやバー。敷居を下げることに成功。多くて20～30人。場合によっては10人程度のことも。双方向のやり取りができる。主催者は個人がほとんど。カフェの経営者からの依頼、地域のお母さんなど。参加者もカフェの常連などで、カフェが募集してくれる。コミュニティカフェでは、育児・介護中の方のコミュニケーションスペースとしてのカフェでもやった。

マスコミ、SNSで講師要請の宣伝をしている。東京や神奈川で月に30件程度やっている。その外新潟、静岡、札幌、京都で盛ん。

立憲主義の浸透がまだまだだと実感。

クイズは、全く知識のない人にやったり、内容は対象者で代えている。参加者に当てていく。双方向にして考えさせる。

秘密保護法と集団的自衛権が合わさると特に危険であることを特に強調している。

国会議員向けの勉強会をしたが、秘密保護法と集団的自衛権を結び付けて考えたことがないという意見があった。日弁連にしても意外にここを結び付けて考えていない。

法会労の学習会ですらそう。

気楽に参加してもらいつつ、危険性を伝えていく。

憲法カフェの場合、参加費をもらうことが多い（講師料、飲食代など）。

○「みややっこ」の学習会～飯田（八王子合同）

去年の秋以降確定したレジュメになった。

改憲草案全文は皆持っているので、付けなくなった。

トピカルなことが起こると、修正を加える。

落語が敷居を低くしている。20～30人の少人数なところも多かった。設営も手作りだった。それが全国に波及。今は100人～200人規模でやっている。DVDは800枚中750枚が売れている。小規模にDVD鑑賞会をしてもらっている。マネージャー業を事務がやっている。そういう企画をしたことがない人が企画したり、参加してくれている。落語の力で裾野が広がっている。オチがないとか言われるくらい。女性を対象とすることが多い。弁護士からはあまり誘われていない。あすわかが頑張っているところには呼ばれない。労働組合があまり広まっていない。

レジュメ。立憲主義も難しくは話さない。自由と民主。短く端的に理解しやすいように心掛けている。憲法が暮らしにどうかかわっているかという点についても説明。質問をして手を挙げてもらって、身近な話を。愛国百人一首など。

護憲・改憲という言葉は使わない。自民党改憲草案の方向がいいのかどうかし話さない。本も売れている。去年いっぱい普通の弁護士に戻ろうと思っていたが、閣議決定の影響もあって、講演予定がいっぱい。

○ベテラン弁護士の学習会1～加藤（東部）

条文解釈などはあまり入れてない。反戦平和教育のような話。弁護士としては異質。資料を用いる。

愛国百人一首、軍票、当時のリーフレット、教科書などを配りながら。

明治憲法、日本国憲法、改憲草案を並べる。皆知らない明治憲法を学んでもらう。15年戦争の話を。戦争が出来ない憲法に代わって、死者が0になったなど数字を示す。ただ、時間がいくらあっても足りないので、資料を配る。添付の写真も見ってもらう。

教育勅語の全文は必ず配っている。治安立法での弾圧。戦争の開始。戦争の終結まで。終戦の詔書も配っている。安倍の発言にそっくり。教育改革も。

このようにして戦争の悲惨さを訴える。憲法解釈にはあまり重きをおかず、少しでも戦争反対の意見をかためてもらう。大体1時間か1時間半の講演時間。

○ベテラン弁護士の学習会2～海部

それなりに問題意識を持っている方々のところへ話に行く。できるだけ状況を正確に伝えるようにしている。1時間から1時間半ならレジュメを使うが、30分なら短縮したレジュメを作る。レジュメは自分のノートのようなもの。

まず、現在が全体の流れの中でどの位置にいるのかを伝える。集団的自衛権とは。集団的安全保障との違い。集団的自衛権がなぜ違憲だとされてきたのか、秋山内閣法制局長官と安倍のやりとりを必ず紹介。

9条と国民運動で、70年代に歯止めが作られてきた。卓袱台返しをしようとしている。この話はいつもしている。

解釈改憲の全体像、閣議決定の話と続いていく。

時間があれば、集団的自衛権の肯定論にも触れ、反論を試みる。

積極的平和主義にも触れている。

必ず最後には、どう押し返すか、そのための世論調査を示している。

全部やると2時間かかる。1時間だと飛ばす。

学習会で工夫。どのような参加者なのかを考えて、絶対伝えることを決める。せめぎ合いのどの段階にあるのかを示す。自衛隊が違憲かどうかというより、卓袱台返しをさせないということ。眠そうな人がいたら、具体的な話を間にいれるようにしている。黒板やホワイトボードを使う。オスプレイをなぜ使いたがるのか等々。

聴衆の反応は、分かりやすかったとは言ってくれるが、本音は分からない。参加者によって同じ話をしても反応は違う。すごく難しい。詰め込み過ぎるなと反省している。ポイントに絞るようにしている。

○各事務所の学習会経験1～東京法律事務所

レジュメが簡潔な人もいれば、詳細な人もいる。

一定数はやっているが、南部ほど頻繁に行っている実感はない。

労働法制はやっているが、憲法が弱い実感を持っている。

○各事務所の学習会経験2～三多摩事務所

憲法PTを立ち上げており、取りまとめは事務局長。南部と同じくらいの数。

学習会の後に、レジュメと配布資料、説明内容、反応等をメーリスに流して報告している。私は吉田先生のレジュメを参考になっている。加藤先生が話していたような昔の歴史は理解できていないので盛り込んでいない。

テーマは、秘密保護法から、集団的自衛権、閣議決定に移っている。

30～40分の依頼が多く、深く踏み込めないことが多い。

<発言・議論>

○H：自分のレジュメを見ながら。東京一般労組が相手。

解釈改憲まで時系列に沿って話す。その中で、学生運動によって歯止めになったなど、聞いている人たちの体験を盛り込む。

反省点として、中国脅威論などを話し出すと、護憲派の立場なのに、安倍の考え方に寄ってしまい、反論が弱まる。逃げないで反論する必要がある。そのために勉強が必要。

○I：戦争するくらいなら尖閣とられて良いという発言もあった。

○h：難しいところで、そのように話していい場所と話すべきでない場所がある。戦争がいやといっても、戦争が嫌なのは共通認識で、それを避けたくても避けられないという考えの人も多い。入りは緩やかに話す。どのような話し方をするかはすごく気を使う。

○I：原発事故を見れば、原発を捨てる選択をするのが当然。

それと同じで戦前の失敗を生かし、今尖閣をとられても、平和な方法で取り返すという話をしている。失敗を生かして次の選択を。

○K：そのような人たちは、米中関係についてどう思うかを聞いて答えてほしい。東アジアの情勢を語るというながら。尖閣については棚上げ論。野田が国有化した後、中国を刺激。尖閣防衛は集団的自衛権とはそもそも無関係。集団的自衛権を認めれば抑止力が高まるのかという点については、これまで集団的自衛権の果たしてきた役割を語る。戦争の手段として使われてきた事実を語る。

○k：普通の人の場合、この質問は多い。

領土問題についてはこちらも勉強しなければならない。竹島も含めて。過去の戦争の発端を分析すれば、領土問題を発端にしたものは少ないはず。偶発的な戦争は想定しにくい。

○M：領土を命がけで守るのかという点が一点。ノモンハン事件のように。

奪還作戦をするんだと海兵隊やオスプレイの配置を企む。奪還作戦なんてしなくても補給を断つことになる。それに対抗しようとして、争いが激しくなる。奪還作戦以前に、大規模な戦闘が始める。最先端の海兵隊を作りたいというのが狙いなのではないか。そのような真意を読む必要がある。

○A：国境をめぐる国際紛争の戦後一番大きなもの。これに興味を国民が示している。

国境紛争が日中の戦争になることを想定するのは夢想的気がする。世界は日中はなにをやっているのかと思う。放っておけばよい。このような紛争は時間をかけて膠着状態になってしまってもいい。そういうもの。

○S：質問。戦争を好んで集団的自衛権を行使することと、外交政策を行った上でやむなく集団的自衛権を行使することは別だが、安倍という男は前者であるという話をしている。この点はどう考えているか？

○h：確かに分かりやすいが、そのような話し方はしたくない。民主党の国会議員と話している中で安倍だからという話はできない。民主党だったらいいのかとなってしまう。立憲主義の観点から、誰でも安倍になりうる。なので、あまり強調しない方がいいのではと思う。

○k：私はそのように言っている。言ってもいい対象だからでもあるが。安倍個人の特異性だけでは駄目だが、話はしている。

自分のレジュメの4（2）のところで、安倍はそのような人間だということを言っている。ナチスというホロコーストの否定のように海外では受け止められているとかの話をしている。

○M: 尖閣の問題は個別的自衛権の問題であることは押さえておく。

また、国際的なルールとして、軍隊同士を接触させないルールがある。軍隊同士の接触があったときに、調整をするホットラインを作っておく必要がある。軍事力で反応するのではなく話し合い。偶発的な接触が戦争にならないように。安倍の悪い所・危険性は、外交関係を切ってしまったこと。外交努力は紛争が生じてしまったときにも重要。

○K: hに賛成。安倍の危険性は伝えなければならないが。

安倍でないならいいという話にはならない。二段階で言う必要がある。

○S: 質問。よく個別的自衛権で対応できるとの説明をする。ただ、そもそも個別的自衛権が当然使えるような違和感を感じる。

○H: 団改憲対策本部としては、個別的自衛権も行使できないという見解。

「個別的自衛権で対応できる」とはいわずに、「個別的自衛権の問題ですね」という言い方をしている。

○K: そうは思うので触れるが、今はその問題ではないというスタンス。集団的自衛権を認める理由にはならないという言い方をしている。

○M: 個別的自衛権を持っていることと行使することは別問題で、行使するかしないかは紛争の解決の根本問題。行使できるから行使するという単純問題ではない。

○G: 駅頭宣伝で、尖閣や竹島のことで議論を吹きかける人もいる。これに対しては、それはありえないと反論し、それより、安倍はそれを利用して自衛隊を強化しようとしていると説明している。また、抑止力論の下、双方軍備を強化し国民の生活を悪化させていくことも伝える。中国やアメリカとの経済的利益を考えても、軍事紛争になることはないと言える。

○s: 日本がアメリカと海外で戦争をすると話すが、イラクでの戦闘は現実的にありえると思う。このとき、行くべきなのかという質問があったらどうか。法整備が出来ていない段階で行くことはないが。テロとのたたかいのために行くべきではないかと。クルド人が犠牲になっているときに。理念の問題として。

○派遣はできない。放っておいてもいいというしかないのでは。

批判はあるかもしれないが、9条が宣言している。

○s: 非武装で貢献する方法はないのか。

○Y: 国連などがそのような紛争を解決するシステムをどう作っていくか。地球全体が一つの政府のような管理下で、そのような場合にどう対応するのか決まっていくのでは。

○m: 国対国であればはっきりとノーと言える。しかしテロ組織や犯罪集団等になった場合が難しいし、整理しておく必要。個人的にはノー。国際社会で解決法を見つけるべき。憲法もある。

○s: 世界中には、国家ではない民族紛争は多くある。これに介入して失敗した例が多くある。その反省は必要ではないか。認めるべきではない。

○S: かつては集団的自衛権を認めるという話がなかったから議論にならなかった。今はその議論が出ているのだから、問題意識を持たなければならない。

○K: 悪と決めつけて叩いてきたが、そんな単純な問題ではない。歴史上の失敗を重く見るべき。人道的介入と集団的自衛権を被らせるのはおかしい。

○H: 秋以降の運動。法律家7団体+日弁連憲法委員会がオブザーバー

10月8日18時～日比谷野音で集会とデモ行進

○O: 三多摩では、9月28日立川で1000人規模の集会を開く。継続的に連絡会と連携する、連携させる必要。法律事務所が主導していくことが重要。地域の運動を重視しましょう。

○M: 先週、教会で講演をしたが、大田区議会議員から声をかけられた。生活者ネットの議員。南部の頑張りを聞いた。法律事務所からの声掛けを待っているのかなと思った。

○I: 事務所として大いに活動している。若手も旺盛に。

反原発の人と憲法の勉強をしようなど、色んな人と憲法が結びつくようになっている。

○h: 食の安全に興味を持っている人が多い。放射線等も。秘密保護法に疑問を持つ人が増えている。新しい層を掘り起こすチャンス。フード左翼、フード右翼という言葉も。ねらい目は有機食材を使っていると標榜しているカフェなどで、憲法など政治に関心を持ちやすい。

○金井幹事長からまとめと行動提起

- ・学習会を一層レベルアップさせて数多く取り組んでいく
既存の組織だけでなく、縁のない方々を取り込んでいく
- ・地方自治体への要請行動（陳情を含む）
- ・集会・デモに参加する（9・4や10・18など）

新外交イニシアティブ（ND）で 書籍「虚像の抑止力」を出版しました

—9月18日は沖縄返還米側交渉官ハルペリン氏を呼んで企画を行います—

城北法律事務所 田場 暁生

みなさま、こんにちは。昨年8月にオリバー・ストーン監督をお呼びして、新外交イニシアティブ（ND）の設立パーティーを行いました。早いものでそれから一年が経ちました。会員やご寄付などでNDを支えてくださっている支部の皆さま、ありがとうございます。この間、「今までになかった取り組みで重要だ」「このような団体を待ち望んでいた」などの声をお寄せいただいています。

支部ニュースには今年1月10日に名護市でND主催シンポ（1200名参加）の報告を書いて以来になりますが、NDはこの一年、東京や沖縄で、在沖米軍基地の問題を中心に、日中関係、集団的自衛権などについて数多くのシンポジウムを開催してきました。また、名護市長訪米の企画・運営、訪中、日米地位協定の国際比較や日米エネルギー政策連携プロジェクトなどに取り組んできました。さらに、ND理事、研究者、ジャーナリスト等によって、歴史の記憶と和解、憲法改正、日米同盟と沖縄基地問題、日中・日韓問題等についての研究会も定期開催してきました（詳しくはウェブサイトをご覧ください。「新外交」や「ND」で出てきます）。

1. 書籍「虚像の抑止力」を出版しました（チラシ同封）

このたび、設立1周年を記念して、上記研究会の議論の一部をまとめた書籍「虚像の抑止力 沖縄・東京・ワシントン発 安全保障政策の新機軸」（ND編/旬報社）を出版します。米国の戦略や海兵隊の現状と今後の展開をふまえて、海兵隊の沖縄駐留によって抑止力が維持できるとする考えに説得力がないことを多角的に説き起こした抑止力論本の決定版！です。ぜひ、お読みください。

2. 9月18日ハルペリン氏企画にお越しく下さい（チラシ同封）

このたび、NDの招聘により、米歴代政権で安全保障政策に関わり、沖縄返還で米側交渉官を務めたモートン・ハルペリン氏が沖縄を訪問します。若泉敬氏のパートナーといったほうがわかりやすいかもしれません。NDと琉球新報が共催する9月18日の企画では（前日にも沖縄でシンポをやります）、返還後初、実に47年ぶりとなる訪沖の感想や、沖縄の基地負担についての意見などを、米安全保障戦略の変化等に照らしながらお話いただきます。同日同場所での日弁連主催の秘密保護法シンポジウム（ハルペリン氏登壇）とあわせてご参加ください。

沖縄知事選を控えた先月末、書籍執筆者が登壇して那覇で開催したND設立一周年・上記書籍出版記念シンポジウム（@ホテルかりゆしアーバンリゾート・ナハ）は、800名もの方が参加し、書籍も飛ぶように売れました。多くの沖縄の方のご協力を得て行った沖縄・本土の共同企画でした。登壇者の半田滋さんが「沖縄は十分にがんばっている。本土がもっとがんばらなくては」と言っていました。同感です。自分ができるやり方で、これからも、沖縄・本土共同の取り組みを進めたいと思います。NDの新しい取り組みにご関心をお持ちの方、ご一報ください。様々なつながりもできます。弁護士として培った法的思考と交渉能力を基礎に新しいスタイルの活動が作れます。一緒に楽しくやりましょう。あ、もちろん、シンポの際には辺野古にも行ってきました。現場でがんばっている皆さまに、城北事務所メンバーの熱い思いが詰まったメッセージ色紙とカンパを届けてきました。久しぶりに訪れた辺野古の海は相変わらず美しかったです。



設立1周年・書籍出版記念シンポジウム

沖縄とともに声をあげよう！

「10.12 横田基地もいらない！市民交流集会」

に参加しましょう

拝島法律事務所 盛岡 暉道

春のプレ集会＝DVD「標的の村」上映と意見交流の会の成功

秋には大集会で、春にはもっと少人数で時間の余裕のある意見交流集会という、私たちの「二段構え」の企画は、ほぼ定着して、今年も4月19日（土）午後、福生市民会館小ホールの「小集会」に、約200人が参加しました。

この集会では、冒頭に90分の映画「標的の村」（沖縄・高江のヘリパッド建設に反対する抵抗運動のドキュメント。2013年度キネマ旬報社ベストテン第一位）のDVDを観賞し、その感想を出しあいながら、横田基地など基地反対運動への意見や経験を交流しあいました。

これは、著名な講師の話を聞いて質疑という型どおりの形式をやめた、ある意味では冒険的で意欲的な企画の集会でしたが、なんと200人近い参加で、しかも約4時間も活発な論議が交わされ、成功しました。

実行委員会は、これで「春に各地の運動交流のためのシンポ、秋に大集会を開く二段構え方式」に自信を深めています。

オスプレイの横田飛来の反対の取り組み

既にご承知の通り、7月19日に自衛隊丘珠基地での北海航空協会のイベントに参加のオスプレイ2機が、横田基地に飛来し、同日、急遽、横田基地問題を考える会・横田基地撤去を求める西多摩の会、第二次新横田公害訴訟団、第九次横田飛行差止め訴訟団・横田基地もいらない市民交流集会実行委員会の5者の呼びかけに応え、横田基地滑走路の南端に接する「福生市福東トモダチ公園」に300人を超える人びとが参加して抗議を行いました。この集会には、昭島市、立川市、福生市、青梅市、瑞穂町などから超党派の地方議員が参加し、共産党、社民党、生活クラブ議員がスピーチしました。



さらに、9月4日と5日に、オスプレイ2機が、今度は、自衛隊東富演習場での訓練のために横田に飛来するので、9月4日（木）に、再び「福生市福東トモダチ公園」で抗議集会を行います。—8.25の夜、北関東防衛局が、米軍はこの9月4日、5日の訓練を中止したと関係市町に連絡してきたので、9月4日の抗議集会も中止になりました。ところが、8.28にまたまた防衛局から、米軍が8.31にオスプレイ2

機の飛行を行う予定と連絡があったという情報をよこしたので、8.31に抗議集会を「福生市福東トモダチ公園」で行うことになりました。

横田基地問題を考える会の街頭宣伝＝初の屋外活動

私の属する横田基地問題を考える会は、オスプレイ飛来に反対して、今年の1月18日JR立川駅北口で、マイクとチラシで初の街頭宣伝をしました。以後、8月24日までに3回、実施しました。会の世話人は、高齢者が多いのですが、この街頭宣伝には、もっと若い人たちも参加してくれていて、これからも楽しく続けられそうです。会も「屋内で考える+屋外でも行動する会」に、ようやく脱皮しつつあります。



DVD「横田基地もいらない！交流市民大集会の記録 No2」の作成と発売

このDVD「横田基地もいらない！市民交流大集会 No1」は'13.10.15版を去年作成し、1000枚以上を普及したのですが、今年はその「No2」'14.10.25版（定価400円）を作って、今現在、既に1000枚近くを販売済みです。これは、なんと云っても今年の平和行進の沖縄→広島コースの通し行進者になった横田基地撤去を求める西多摩の会会員渡辺正男さんが、行進中に精力的に売ってまわった約750枚のおかげですが、この他にも、50枚を新婦人の会東京都本部が支部での学習用に一括買取り一都本部は、毎月の横田座り込みに参加しているし、昭島支部も必ず5人以上が参加し、他に都区内や周辺市の支部からも参加が続いている一、他の団体・個人からも注文が続いています。

そして、今は、上記のオスプレイ2機横田飛来と7月19日の「福生市福東トモダチ公園」での抗議集会の記録を追加した「改訂版」（定価は同じ400円）を発売中です。

観れば、かならず満足すること請け合いですから、是非、買って下さい。注文先は、〒196-0001 昭島市美堀町2-21-10 拝島法律事務所（TEL042-544-3753 FAX042-519-4553）の私宛で結構です。なお、10.25(土)の福生市民会館大ホール「沖縄ともに声を上げよう！市民交流集会」会場でも販売します。

10.25「横田基地もいらない！市民交流集会」に参加してください

さて、今年も、10月25日(土)に福生市民会館大ホールで「沖縄ともに声を上げよう！市民交流集会」をおこないます。

「午前の部」は、10:00より、DVD「辺野古・高江のたたかい」とDVD「横田基地もいらない！NO2」の上映、「午後の部」は、13:00より、

- ①天(そら) (SORA) の和太鼓演奏
- ②メイントーク (対話形式) 話し手 内藤功さん
- ③集会後、横田基地へ向け抗議パレード

ですが、この②メイントーク (対話形式) というの

も初めての試みで、大集会形式であっても、全集会者自身の集まりの実感のもてるものにしようという実行委員会の工夫の産物です。

舞台の上で、内藤功先生を挟んで 4～5 人の市民が対話形式の「トーク」をしようというのですが、これもどうしたら、会場 みんなに喜ばれるものになるか、実行委員会で論議を重ねているところです。

一私は、このように毎年、毎回、よりよい集会を実現する工夫を重ねを継続している実行委員会というものに参加するのは、本当に、初めてで、まことに楽しい思いをしています。

団支部のみなさん！安倍首相をやっつけ、米軍と自衛隊の横田基地をやっつけ、オスプレイを日本から追い出すために、どうぞ、「10.25 沖縄ともに声を上げよう！市民交流集会」にご参加ください。

以上



若手弁護士へのメッセージ

吾妻真典法律事務所 吾妻 真典

1. はじめに

このたび団東京支部から、若手団員の励みになるような原稿執筆の依頼がありました。私は、東京支部創生期の頃に事務局長を務めてきましたので断わる訳にはいかず、そうかといって古稀を過ぎて一人で細々と弁護士業務を行っている私には任が重く気が進みませんでした。

そこで昨年、私が団本部の古稀団員記念文集に投稿したものを抜粋したものでよければと申入れたところ、了承されましたので甘えることにしました。

2. 私の駆け出時代

(1) 塩播かれ事件

私は、1968年（昭和43年）4月に松本善明法律事務所（現在の代々木総合法律事務所）に入所しました。

期は、20期で若干25歳になったばかりでした。当時の事務所は、地下鉄丸の内線 新中野駅近くの青梅街道に面した木造二階建の粗末な建物でした。

松本善明事務所は、日本共産党衆議院議員の松本善明さんを当選させるために、主に善明さんの選挙地域であった中野区、杉並区、渋谷区の地域住民の生活と権利を守る活動をしながら、善明さんへの支持を広げる役割があり、最初の地域事務所でもありました。

私が入所した時は、すでに善明さんは国会議員になって国対委員長という要職にありました。

共産党が選挙で躍進したこともあって、国家権力の党や民主勢力に対する弾圧は激しく、特に選挙期間中は、ほとんど連日といってよいほど、ビラ貼りやビラ配りに対して軽犯罪法違反で、活動家を逮捕するなどの弾圧が頻発していました。

そのため、選挙期間中は必ず担当者が事務所に寝泊まりして待機していました。寝る場所は最悪で、夜中にドブネズミ程の大きなネズミが何匹も枕元で動き回ります。また特に夜間は、長距離トラックの震動で木造の事務所が地震に遭ったように揺れ動くのです。

そんな中で世田谷民主商工会の活動家が逮捕されて世田谷警察に逮捕勾留される事件が発生しました。

私は、地域の仲間とともに世田谷警察に抗議に行った帰り、警備課長に「福は内、鬼は外」と叫びながら塩をまかれるという嫌がらせにあったのです。

これがサンケイ新聞に大々的に「塩をまかれた弁護士」の見出しで載ったのです。

私は当時、両親と同居しており、実家が住いだったので、新聞をみた両親に心配されたり、知人や近所の人からやゆされたりしたので、当初はみっともない、恥ずかしいと思っていました。

ところが、新聞をみた見知らぬ人から手紙が来ました。そこには「権力から鬼と言われる頼もしい弁護士」と書かれており、大いに励まされたことを今でも懐かしく思い出します。

（２）争議現場から事務所に出勤

当時は、労働争議も頻発していました。

世田谷区の某私立女子高校のボンボンの二代目理事長が、学校校舎を担保に借入れをしたものの、返済ができなくなって競売になり、これを落札したのがインドネシアのスカルノ大統領にデビ夫人を紹介したと噂された政商だったのです。

現場にはものものしく有刺鉄線が張られ、生徒が校舎に立入れない状態でした。

私は、私教連（私立学校教職員組合連合）から派遣されて、組合員の教職員とともに校舎の一室に寝泊まりして強制執行による明渡しを阻止していたのです。夜中になると政商の自宅で双方の弁護士同席で解決のための交渉をするのですが、私はまだ駆け出しでしたので、もっぱら校舎内に待機して交渉の報告を受けては、それを組合員に伝える立場だったのです。

当時、私は独身でしたので寝食はここで言い、事務所や裁判所には争議現場から出掛けていました。このような生活は、１年近く続いたでしょう。これも懐かしい思い出です。

（３）司法の反動化と立入禁止の仮処分事件

当時の東京地方裁判所労働部の民事９部に中川幹郎という反動化の権化のような裁判官がいました。

私は、当時自宅が池袋だったこともあって、池袋自動車教習所の企業閉鎖反対闘争で自交総連自動車教習所労働組合の代理人として、この事件を担当していました。

自宅の近くにあった池袋自動車教習所が経営不振を理由に従業員を一方的に解雇して企業閉鎖を強行してきたのです。

労働組合は当然のように閉鎖反対闘争に立ち上がり、施設内の組合事務所に籠城しました。

当時も独身であったこともあって、ここでも組合事務所に寝泊まりしていました。ところが、会社側は組合事務所を含めた会社施設内の立入り禁止仮処分の申立てをし、その担当が労働者にとって悪名高い中川裁判官だったのです。

当時は、戦後の混乱期と違って、労働争議で立入り禁止の仮処分命令が出されることは少なく、まして会社敷地内はともかく組合事務所にまで、立入りを禁止される決定は考えられなかったのです。

ところが中川裁判官は、組合側に一回だけ形だけの審尋をするだけで、抜き打ち的に決定する暴挙を行ってきたのです。

忘れもしません。その日、私は久しぶりに自宅に帰っていたのですが、早朝、組合員が血相を変えて自宅に駆け込んできました。話を聞いて半信半疑で現場に向ったところ、組合員の目の前で会社側が雇った数十人の男達が、組合事務所内の荷物を片っ端から運びだしていたのです。私が抗議すると酒の匂いをさせた一人の男が、私に向って「お前は弁護士だろう。裁判所の決定に従わなければバッチが泣くぞ」と面罵してきたのです。

私は、やっぱり彼らも１人の労働者として、酒が入らなければ良心が痛んでこのような暴挙はできないのだらうと思いました。

執行が終わり、彼らが帰った後、私は組合員にどのような話をしたか思いだせません。

多分、法律家として何もできなかったことが申し訳ないという悔悟の念に打ちしおれて、まともな話ではできなかったと思います。

ところが、組合の委員長が少しも動ぜず「裁判所や会社が、われわれを組合事務所から追い出しても、

組合員の団結まで解散させることはできない。組合があるかぎり最後はわれわれが勝つ」と高らかに宣言したのです。

私は、この言葉を聞いてどんなに救われたことでしょう。

委員長の言葉通り、池袋自動車教習所ほか数社を経営する和田グループの、先進的な池袋の労働組合を壊滅する目的の不当労働行為であるとして申立てた都労委での2年余の闘いの結果、希望者全員を関連の板橋自動車教習所ほかの教習所に雇用させるという画期的な成果を勝ち取りました。

この事件には後日談があります。

中川裁判官の排斥運動を広げてもらおうと総評弁護団と自由法曹団に支援を訴えたところ、微妙な違いがあったのです。いまだから話せますが、自由法曹団は打てば響くように応じてくれたのです。一方で総評弁護団はどちらかというと弁護士の力量に問題があったかのようなニュアンスに受取れたのです。この時、自分が帰属する組織は、やっぱり自由法曹団だと思いました。

3. まとめ

私の駆け出しの頃は、文字通り激動の時代で東大闘争を中心とした学園紛争、国鉄労働者の順法闘争という名のストなどの待機要員として、よく大学近くの旅館や国労会館に寝泊りした記憶があります。弁護士は事件から学んで成長すると言われますが、私の青年時代はやたら権力から痛めつけられ、鍛えられたという記憶です。前述した塩播かれ事件や中川裁判官の不当な仮処分決定などはもとより、警察に接見に赴くと、弁護士バッヂをつけていても「ほんとうに弁護士なのか」と疑われ、決まってひと悶着がありました。当時、私は学生からそのまま弁護士になったので、弁護士にみられることが少なかったのだと思いますが、果して自分はこれから労弁として、やっていけるのか真剣に悩んだ時代でした。

それでも今は、事務所や団の諸先輩や民主団体、労働組合の活動家、依頼者などに励まされながら労弁として頑張ってきてよかったと心から思っています。



新 人 紹 介

旬報法律事務所 小野山 静

1 自己紹介

2014年1月に旬報法律事務所に入所いたしました小野山静と申します。

時間が経つのは早く、弁護士業務を始めてからすでに8か月が過ぎようとしています。この8か月間、先輩弁護士と事務局のみなさんに支えられながら、日々の業務に取り組んできました。

依頼者にとっては私もひとりの弁護士であり、そこには新人であるかベテランであるかは関係ないため、責任をもって全力を尽くしていかなければなりません。だからこそ、とても大きなプレッシャーを感じることもありますが、それとともに、事件が解決したり、依頼者から感謝の言葉をいただいたりしたときには、とても大きな充実感を感じています。弁護士になれて本当によかった、そう実感する日々です。

2 憲法と平和について

昨今の憲法をめぐる情勢はめまぐるしいものがあります。憲法96条の改正手続の緩和が取り沙汰されるようになったと思えば、特定秘密保護法が強行成立されました。そして、今年7月1日、集団的自衛権の行使容認がついに閣議決定されました。

このような状況を受けて、憲法、そして、戦争や平和について考える機会が必然的に増えましたが、そうしたとき、私は必ず自分の祖父が語ってくれたある体験を思い出します。祖父には兄がいましたが、昭和18年10月に軍医として召集され、翌年4月にニューギニアにて戦死しました。当時中学生だった祖父は、兄の婚約者の家まで行き、戦死の事実を直接伝えました。婚約者の戦死を知らされた彼女は、その場で泣き崩れたそうです。

戦争や平和について考えるとき、私は必ず祖父が語ってくれたこの体験を思い出します。そして、婚約者を残して24歳という若さで戦死した祖父の兄も、愛する人に二度と会えなくなった祖父の兄の婚約者も、大切な兄を失ったうえにそのような残酷な事実を告げる役目を果たさなければならなかった祖父も、それぞれどんな思いであっただろうと考えると、言葉では表現することのできない感情が胸の中にこみ上げてきます。ただ、はっきりと言えるのは、そこには、だれひとりしあわせな人はいないということです。

66期のみなさんがすでに決意を示されてきたように、私も、憲法が危機に直面しているこのような時代に弁護士となった者の責務として、憲法に関する問題に正面から取り組んでいきたいです。

3 ひとりひとりの権利

弁護士となってから、ブラック企業被害対策弁護団、郵産ユニオン弁護団、夫婦別姓訴訟弁護団、HPV研究会などに参加してきました。

ブラック企業被害対策弁護団では、実際に長時間労働を強いられたりマタニティ・ハラスメントを受けたりしてきた方々の事件を受任するとともに、就職活動をしている学生に向けてブラック企業に関す

る説明会を開催したり、ブラック企業で長時間労働を強いられている方々も連絡できる真夜中に無料電話相談を実施したりしました。

郵産ユニオン弁護団では、労働契約法20条に基づいて、正社員と期間雇用社員の賃金等に関する差別について責任を追及しています。

夫婦別姓訴訟弁護団では、弁護団の先生方が全員で力を合わせ、憲法についての議論を重ねたうえで、上告理由書を完成させました。

HPV研究会では、HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)を接種した後の副反応に苦しんでいる方々から聴き取り調査を行い、被害実態の解明に努めてきました。

こうした弁護団等での活動に参加する中で、さまざまな場面でさまざまな方々の人権が侵害されている現状を実感しています。

4 さいごに

基本的人権を守り、民主主義を強め、平和な生活を守り、権利擁護のために全力で闘ってこられた自由法曹団の先生方のように、私も、ひとりひとりの権利や平和な生活を守るため、どのような困難があってもあきらめることなく、全力で取り組んでいくつもりです。

これからどうぞよろしくお願いいたします。

第26回東京支部ソフトボール大会 10月28日(火)開催!

第26回ソフトボール大会を10月28日(火曜日)におこないます。チームエントリー受付は9月3日より開始しています。今年もたくさんのチームの参加をお待ちしております。

集団事務所はもちろん、集団事務所でない団員弁護士・事務局員などの皆さんも是非ご参加下さい。混成チームも検討します。応援団をつくって盛り上げることも大歓迎です。

今年も審判員を組織したいと思います。円滑な運営のためにも、ふるって名乗り出て下さい。

例年同様、ソフトボール大会終了後は懇親会を開催します。会場は大井埠頭中央海浜公園内のレストランです。こちらも是非ご参加下さい。

★開催日時： 10月28日(火) 午前9時半～午後4時(予定)

★会場： 大井埠頭中央海浜公園スポーツの森野球場

なお、雨天中止の場合、順延日程はありません。

参加申込はファックスをお願いします。締切は9月22日(月)です。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年				
支払対象外 期間 満年齢	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03 (3231) 4111

(SI113-08976 平成25年11月11日)